

## 平成23年度第4回大分県協働推進会議 議事録

- 1 日時 平成24年3月23日(金) 10:00～11:00
- 2 場所 大分県消費生活・男女共同参画プラザ2階小会議室1
- 3 出席者(委員) 岡田正彦委員(会長)、松尾和行委員、武田寛委員、鴛海政明委員、高橋とし子委員、桑野恭子委員、大久保彰子委員、吉原安彦委員、高橋賢一委員、垣迫弘美委員 10人  
(オブザーバー) おおいたNPO・ボランティアセンター 大戸達夫、山下莖三 2人  
(事務局) 本田博文総務部参事監兼税務課長 税務課 山口哲市主幹、幸俊平主査 城尚登県民生活・男女共同参画課長 県民活動支援室 山本章子室長、藤田寿美恵主幹、飯田亮主査 相垣千春事務補佐 8人

### 4 議事

- (1) 寄附金税額控除の対象となる特定非営利活動法人の指定基準について

### 5 議事内容

- 事務局(山本) ただいまから、平成23年度第4回大分県協働推進会議を開会する。  
本日も税務課長はじめ3名の職員が出席している。今回も「おおいたNPO・ボランティアセンター」のコーディネーター2名が、オブザーバーとして出席している。  
本日配布している資料は、次第、出席者名簿と配席図、資料1から資料4、パンフレット「特定非営利活動法人制度のしくみ」とアイネスホッと通信である。ご確認を。  
それでは議事に入る。議長は、協働推進会議設置要綱第5条の規定により会長にお願いする。
- 岡田会長 皆さん、こんにちは。年度末にお集まりいただきありがたい。  
県では、開かれた県政を実現するために、会議を公開している。本日の会議も公開となっていますのでご了承願う。  
また、本日の議事録の署名は吉原委員と垣迫委員にお願いする。  
本日の議題は、(1) 寄附金税額控除の対象となる特定非営利活動法人の指定基準について、(2) その他、となっている。  
それでは、(1) 寄附金税額控除の対象となる特定非営利活動法人の指定基準についてである。前回の会議で、この制度の概要の説明があり、本日は具体的な基準について協議したい。では、事務局から説明を。
- 事務局(藤田) (資料1 特定非営利活動促進法(NPO法)改正のポイント  
資料2 個人県民税の寄附金税額控除法人としての条例による個別指定について  
資料3 寄附金税額控除に係る条例指定基準(案)により説明)

事務局（山本）	<p>補足説明である。大分県のNPO法人の現状をみると、相対値基準も絶対値基準も高いハードルである。認定NPO法人がない大分県にとって、この個別条例指定の制度を活用し、NPO法人の財政基盤の強化とNPO活動の活性化につなげていきたい。NPO活動のための環境整備のひとつとして積極的に取り組みたい。しかしながら県民の理解と組織運営等が適正であるかも重要と考えている。</p>
岡田会長 吉原委員	<p>細かく項目があるので、まず質問。</p> <p>私たちのNPO法人も安定的に自主財源を確保するために、寄附金収入は大切であるが、寄附金を集めるのは難しい状況である。今回、認定NPO法人の基準が緩和されたことで、大変期待しているし、今後寄付金収入確保にも取り組んでいきたい。</p>
事務局（山本）	<p>県の条例指定の時期はいつか。県も市町村も条例指定が必要か。</p> <p>今後の日程であるが、この協働推進会議終了後、県民の意見を聞くパブリックコメントを1か月間行う、その後いただいた意見を反映して、基準を盛り込んだ要綱を定める。運用開始は6月頃になる。相談対応はパブコメ開始時から行っていく。</p> <p>市町村にも積極的に取り組んでもらいたい。県が指定すると個人県民税4%、市が指定すると市町村民税が6%、県と市町村がともに実施することで併せて10%の個人住民税が控除される。市町村に対しては、これまでも私どもNPO担当と税務担当で説明をしてきている。新年度早々に両方の担当課を対象とした会議を行う予定である。市町村にも取り組むよう勧めてまいりたい。</p>
岡田委員長 事務局（山本）	<p>パブコメ終了後、基準が決まり、議会で条例指定となるのか。</p> <p>基準を含めた要綱の運用開始後、申出を受け付け、審査させていただき、その後、県税条例で個別にNPO法人の名前を条例で指定することになる。</p>
岡田会長 武田委員	<p>個別に指定するということ。</p> <p>県民税4%、市町村民税6%は法律で定められた数字か。県、市の裁量があるのか。数字が大きいほどNPOにとってはメリットがある。</p>
事務局（本田課長） 武田委員	<p>県民税4%、市町村民税6%の率は法律で決まっている。</p> <p>法律はNPO法か。税額控除方式か。</p>
事務局（本田課長） 武田委員	<p>地方税法である。税額控除方式である。</p> <p>具体的に。県民税20万円を納税した場合、20万円の4%の8千円が税額控除されるのか。</p>
事務局（本田課長）	<p>そうではなく、寄附額の4%が税額控除される、1万円の寄附の場合、1万円から2千円をひいた額の控除率4%をかけた、320円が控除される。</p>
事務局（山本）	<p>認定NPO法人になれば、所得税が40%、個人住民税と併せておおざっぱにいえば、約50%が控除される。また寄附した法人は損金勘定に計上できるなどのメリットがある。最終的には認定を目指したい。個別条例指定はそのためのステップと考えている。</p>
事務局（城所長）	<p>パンフレット「特定非営利活動法人制度のしくみ」をご覧ください。</p>

	<p>具体的数字を入れた例があるので参考にさせていただきたい。</p>
事務局（本田課長）	<p>先ほど説明した2,000円は、今回の法改正で、5,000円が2,000円に引き下げられた。</p>
岡田会長	<p>それでは、ご意見も含めてご発言を。基準の設定については、ひとつは公益性があるか、恣意的でないか、もうひとつはNPO法人がチャレンジしようという使える基準になっているか、ということが必要。</p>
高橋賢一委員	<p>基準は共益な活動は対象外となっている。NPO法人が実施している住民参加型在宅サービス事業がある。これは会員が対象である。事業は地域で互いに助け合うという内容で、公益性があるが、対象外か。</p>
事務局（藤田）	<p>会員のみを対象にしているかどうか。会員以外の方も参加可能かどうかで判断することとしている。</p>
高橋賢一委員	<p>サービスを受ける側もサービスを提供する側も会員である。地域の福祉から見たとき、このような事業を除外してよいか、気になる。</p>
岡田会長	<p>会員がどういった性格かを検討する必要があるか。運用上の定義が必要か。このご意見の検討を。</p>
事務局（山本）	<p>この基準は組織内の互助会的な活動を排除する目的である。ご意見は検討させていただく。</p>
松尾委員	<p>他の項目は客観的、具体的に数字で確認できるが「活動の継続性」は将来にわたることであるので、どのように判定するか。</p>
事務局（山本）	<p>指定されれば有効期間は5年間と考えている。確認は事業計画書の提出を求める。指定されれば毎年簡単な報告書の提出とヒヤリングを行いたいと考えている。それらにより担保したいと考えている。</p>
駕海委員	<p>「役員要件は申出時でよい」は5年後にまた役員要件を満たしていれば良いということであれば実効性はあるか。</p>
事務局（山本）	<p>更新時は過去5年間要件を満たしていなければならないこととしている。また、役員変更は従来から県に届出が必要であるので、その際に確認できる。また毎年のヒヤリング等でも確認していきたい。</p>
岡田会長	<p>「不適正な経理を行っていない」はどうやって判断するのか。</p>
事務局（藤田）	<p>実際に事務所を訪問し、帳簿を見て、虚偽の記載や不明瞭な支払いがないか等を確認する。</p>
事務局（城所長）	<p>NPO法は、基本的には規制をするための法律ではないが、今回は税の公平という観点から、県民の理解を得ることが重要で、基準を設けるからには、現在、国税庁も行っているが、毎年、報告書をしっかりチェックをさせていただく必要がある。規制という意味ではないが、優遇税制を受けるNPO法人には責任と義務があると考えている。</p>
岡田会長	<p>逆に、NPO法人がはりきって申請していただけるかという視点も大事。基準は低すぎても高すぎても良くない。そのあたりのご意見を。</p>
垣迫委員	<p>今の時点で、どのくらいのNPO法人があがってくるかという予測はあるか。</p>
事務局（山本）	<p>提出された事業報告書、法改正説明会でのアンケート調査や意見交換等からみて当初、10法人前後から相談があるのではないかと考えている。</p>
垣迫委員	<p>寄附金50人であるとか、セミナーはどのレベルのものか判断基準はどう</p>

か、地域に密着した福祉サービスなどセミナー、イベントを目的にしてい  
ないNPO法人にとっては年4回は難しいのではないかと、これから頑張るとい  
うNPO法人には難しいと思う。また、公認会計士や監査も費用がかかり、  
ハードルが高いのではと感じている。実際に活動している皆さんの感想を聞  
きたい。

桑野委員 試しに基準に照らしてみた。「県民からの認知」の部分は、「ロ」は例  
えばフリーペーパーをNPOセンターや市役所に置いてもらうなど、これから  
の活動の後押しになるのではと思う。現在満たしてなければ頑張るきっかけ  
になるのではないかと。

吉原委員 PSTの10%は助かると思う。この計算の収入金額である  
分母から控除できるものがあることを知った。例えば国からの事業委託費は  
控除できる。それであればクリアできるかと思った。

事務局（山本） 会計の監査は監査法人などは入れていない。帳簿はつけている。それはど  
うか。

岡田会長 それで大丈夫である。青色申告法人のようにしっかり帳簿をつけていれば  
大丈夫である。

垣迫委員 運用が始まった時には、説明会などで「この規定は具体的にはこうである」  
と情報提供をしていただきたい。先ほどの収入から控除できるものや、帳簿  
の整備具合など、工夫して伝えていただきたい。

事務局（山本） 告知が重要である。NPOにはまだまだ情報が提供されていない。  
周知はしっかりやっていく。規定が細かいので、個別の相談対応もやって  
いく。

岡田会長 積極的に指定を受けていただけるように。ただし、公益性もしっかり見て。  
武田委員 監査の話がでたが、NPO法人も商工会議所、商工会の会員になれる。年  
会費5千円で経営指導員もいるので、存分に活用していただきたい。

吉原委員 商工会議所の会員になっている。  
武田委員 それであれば、決算時期など経営指導員のサポートを活用していただきた  
い。記帳代行もできる。

事務局（城所長） 大変ありがたい情報である。

鷺海委員 労金の会員さんで、NPO法人に定期的に自動的に寄附をしている。その  
団体が指定されたNPO法人であれば、寄附控除の対象となるか。

事務局（本田課長） この制度を活用するには、確定申告をする必要があるが、指定されたNP  
O法人に寄附していれば控除対象となる。

岡田会長 ほかに何かご意見はありませんか。  
ないようですので、事務局は、本日の審議内容を踏まえて、パブリックコ  
メントを行ってください。

事務局（山本） それでは、議事（2）その他ですが、事務局から何かありますか。  
報告である。一年間、審議いただいた「大分県におけるNPOとの協働指  
針」の名称が決まったので報告する。資料4にあるように「心の通いあう地  
域づくりのための協働指針～互いに支え合う心豊かな大分県を目指して～」  
と決まった。命名は知事である。現在、指針及び普及版のパンフレットを印  
刷中であるので、完成したら送付させていただく。

岡田会長

事務局（山本）

委員の皆さんからは何かありますか。

他に委員さんからご発言がないようであるので、事務局にお返しする。

本日も貴重なご意見をいただきありがたい。寄附金税額控除の対象となるNPO法人の基準についてパブコメを終了したら、いただきましたご意見とそれに対する県の考え方を文書で委員の皆さまに報告させていただく。

これもちまして、本日の会議を閉会する。

平成24年3月23日

議事録署名委員 吉原 安彦

議事録署名委員 垣迫 弘美